

「瑞穂市認知症高齢者等見守り補償事業」のご案内

瑞穂市では、認知症になっても安心して地域で生活できるよう、高齢者等の行方不明時の早期発見、保護などを目的とした地域の見守り体制整備のため、「瑞穂市認知症高齢者等見守り補償事業」を令和2年度4月から開始します。

「瑞穂市認知症高齢者等見守り補償事業」は、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者のかた等に対して実施する見守り事業で二つの制度があります。

1 事前登録制度

認知症等により行方不明となった場合に、早期の発見・保護に役立てるため、顔写真など、ご本人の情報を市に事前に登録する制度です。

＊瑞穂市に住民票があり現に居住（在宅）している、認知症等により行方不明となるおそれのある65歳以上の方が対象です。

＊上記以外にも、特に必要と認められる方も対象となります。

【登録する方法は？】

登録申請書に必要事項を記入し、写真（顔・全身（正面・横））を添えて地域福祉高齢課に申請してください。

＊申請受付後、申請内容を確認し登録の可否について通知させていただきます。

2 個人賠償責任保険加入制度

上記1の事前登録制度に登録され、個人賠償責任保険への加入を希望される方を被保険者として、日常生活に起因する偶然な事故等により、第三者にケガをさせたり、第三者の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、その損害を補償する賠償責任保険に市が保険契約者となり加入する制度です。

なお、保険料は全額市が負担し、1事故につき契約による保険金額を限度に保険金をお支払いします。

【加入の手続きは？】

上記1の事前登録申請時に加入希望の有無をお知らせください。（登録申請書内に該当項目があります。）

＊事前登録制度により登録が必要です。（保険事業のみの加入はできません。）



【問い合わせ先】

健康福祉部 地域福祉高齢課

電話 058-327-4126